

大淀川水系河川整備計画(変更原案)の骨子

令和 8 年 9 月 9 日
宮崎河川国道事務所

➤ 大淀川水系河川整備計画（変更原案）における対象区間及び期間については、下記の通りとする。

○大淀川水系整備計画（変更原案）の対象区間及び期間

【計画の対象区間】

- 本計画の対象区間は、大淀川水系の国の管理する区間、宮崎県及び鹿児島県の管理する区間とします。

【河川整備計画の対象期間】

- 本計画の計画対象期間は、概ね20～30年間とします。
- なお、本計画は、現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

大淀川水系河川整備計画（変更原案）の骨子

1. 河川整備計画の変更要点

- 変更に至った背景
- 整備計画変更のポイント

2. 変更整備計画のキーワード・テーマ（再掲）

河川整備の基本理念

3. 変更整備計画の目次構成（案）

4. 変更整備計画の主なポイント

① 更なる治水安全度向上に向けた対策

- 整備の対象期間・目標
- 施工箇所
- 洪水調節機能の強化
岩瀬ダム再生（治水機能増強検討調査）

② 更なる良好な河川環境の整備と保全

- 今後の河川整備のあり方
- 河川環境の目標設定
- 施工場所
- 保全・創出方法
- 河川環境の定量目標

③ その他の取組

- 流域治水に関する取組
- 水防災意識社会再構築等
- 総合的な土砂管理

変更に至った背景

- 平成17年9月洪水、平成30年9月洪水、令和4年9月洪水など、近年も浸水被害が発生。
- 令和7年12月に河川整備基本方針を変更し、気候変動による降雨量増加を考慮した将来計画に見直し。
- 河川整備基本方針への変更に伴い、大淀川中流部において、更なる洪水調節機能の増強が必要であることを確認。
- 河川整備基本方針の達成に向け、段階的に流域の治水安全度を向上させていく必要があることから、新たな目標を設定した河川整備計画の変更を実施する。

整備計画変更のポイント

① 更なる安全度向上のための変更

- 整備期間 概ね20～30年間
- 整備目標 12,100m³/s
(柏田地点 気候変動後1/90)
- 整備内容 河道掘削、築堤、引堤、遊水地
- 洪水調節機能の強化
岩瀬ダム再生（治水機能増強検討調査）

③ その他の事項による修正

- 現行計画に記載している統計データの時点修正
- 整備の進捗状況に合わせた記載内容の時点修正

② 社会情勢の変化等を踏まえた変更

- 更なる良好な河川環境の整備と保全に向けた記載を追加
- 「気候変動への適応」「流域治水」に関する記載を追加
- 「水防災意識社会再構築」に関する記載を追加
- 「事前放流」等に関する記載を追加
- 「総合的な土砂管理」に関する記載を追加

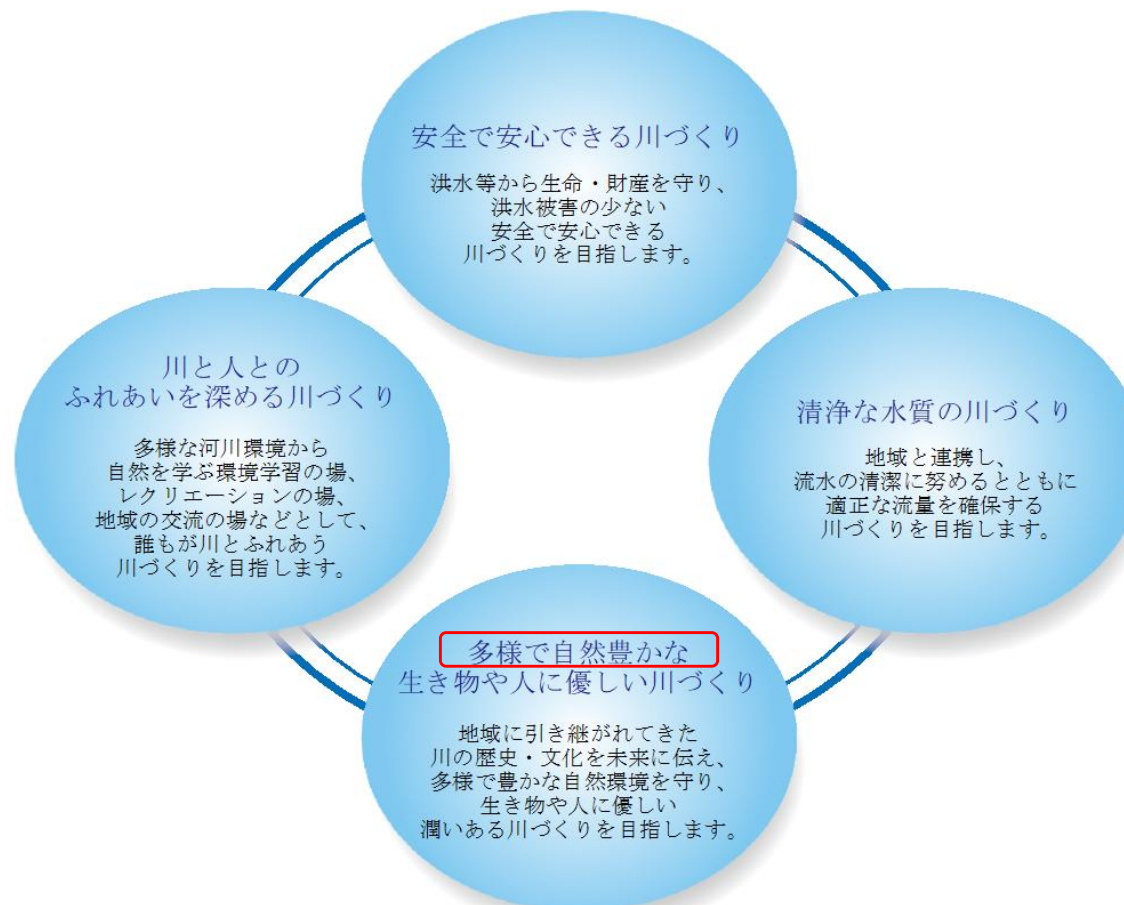
2. 変更河川整備計画のキーワード・テーマ

- 現行河川整備計画においては、大淀川の望ましい姿として4つの柱で“川づくり”を目指すことを基本理念として掲げている。
- 今回変更する河川整備計画の基本理念については、現行計画を踏襲し、総合的に取り組む。

河川整備の基本理念

大淀川水系河川整備計画は、「多様でより豊かな自然環境を未来に継承し、より安心して暮らせる流域の個性ある活力、歴史・文化をさらに発現する大淀川」を河川整備の基本理念とします。

次の4つの柱を基に、今後の大淀川の川づくりを地域住民や関係機関と連携を図りながら進めます。



3. 変更整備計画の目次構成(案)

大淀川水系河川整備計画(H30.6)	大淀川水系河川整備計画【変更原案】(R9.3予定)
1. 大淀川の概要	1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要	1.1 流域及び河川の概要
1.2 治水の沿革	1.2 治水の沿革 ← R4.9洪水を追加
1.3 利水の沿革	1.3 利水の沿革
	1.4 河川環境の沿革 ← 治水・利水と同様に追加
2. 大淀川の現状と課題	2. 大淀川の現状と課題
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
2.1.1 洪水対策	2.1.1 洪水対策
2.1.2 堤防の安全性	2.1.2 堤防の安全性
2.1.3 内水対策	2.1.3 内水対策
2.1.4 高潮、地震・津波対策	2.1.4 高潮、地震・津波対策
2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応	2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応
2.1.6 既設ダムの有効活用	2.1.6 既設ダムの有効活用
2.1.7 気候変動への適応	2.1.7 気候変動への適応
2.1.8 河道の維持管理	2.1.8 河道の維持管理
2.1.9 河川管理施設の維持管理	2.1.9 総合的な土砂管理 ← 総合的な土砂管理を追加
	2.1.10 河川管理施設の維持管理
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
2.2.1 水利用	2.2.1 水利用
2.2.2 渇水時等の対応	2.2.2 渇水時等の対応
2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	2.3 河川環境の整備と保全に関する事項
2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出	2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
2.3.2 水質の保全	2.3.2 水質の保全
2.3.3 良好な景観の維持・形成	2.3.3 良好な景観の維持・形成
2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保	2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保
3. 河川整備計画の対象区間及び期間	3. 河川整備計画の対象区間及び期間
3.1 計画の対象区間	3.1 計画の対象区間
3.2 河川整備計画の対象期間	3.2 河川整備計画の対象期間 ※その他にも最新情報等による更新・修正・追記等を実施

3. 変更整備計画の目次構成(案)

大淀川水系河川整備計画(H30.6)	大淀川水系河川整備計画【変更原案】(R9.3予定)
4. 河川整備計画の目標に関する事項	4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.1 河川整備の基本理念	4.1 河川整備の基本理念
4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
4.2.1 洪水対策	4.2.1 洪水対策 ← 更なる治水安全度向上のための見直し
4.2.2 内水対策	4.2.2 内水対策
4.2.3 高潮、地震・津波対策	4.2.3 高潮、地震・津波対策
4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策	4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策
4.2.5 気候変動への対応	4.2.5 気候変動への対応
4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項	4.4 河川環境の整備と保全に関する事項 ← 更なる良好な河川環境の整備と保全のための見直し
4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出	4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
4.4.2 水質の保全	4.4.2 水質の保全
4.4.3 良好な景観の維持・形成	4.4.3 良好な景観の維持・形成
4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保	4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保
5. 河川整備の実施に関する事項	5. 河川整備の実施に関する事項
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ← 更なる治水安全度向上に向けた対策に見直し
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項 ← 更なる良好な河川環境の整備と保全等の取組みを追加
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
5.2.1 大淀川水系の特徴を踏まえた維持管理の事項	5.2.1 大淀川水系の特徴を踏まえた維持管理の事項
5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ← 総合的な土砂管理を追加
5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

※その他にも最新情報等による更新・修正・追記等を実施

3. 変更整備計画の目次構成(案)

大淀川水系河川整備計画(H30.6)	大淀川水系河川整備計画【変更原案】(R9.3予定)
6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項	6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項
(1) 関係機関・地域住民等との連携	(1) 関係機関・地域住民等との連携
(2) コミュニティの形成	(2) 防災力向上及び河川環境の保全等に資するコミュニティ形成への支援活動
(3) 河川情報の発信と共有	(3) 河川情報の発信と共有
	(4) 地域の将来を担う人材の育成等
	(5) 大淀川の価値・魅力の再認識
	(6) 洪水調節施設を有効活用する取組を一層推進
	(7) DX(デジタルトランスフォーメーション)等の新たな取組の推進
	(8) 流域全体を視野に入れた取組(流域治水対策の推進)
	(9) 生態系ネットワークの形成
	(10) 大淀川流域の持続可能な社会の形成
	(11) 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

最新の
社会情勢等を
踏まえて追加
・事前放流
・流域治水 等

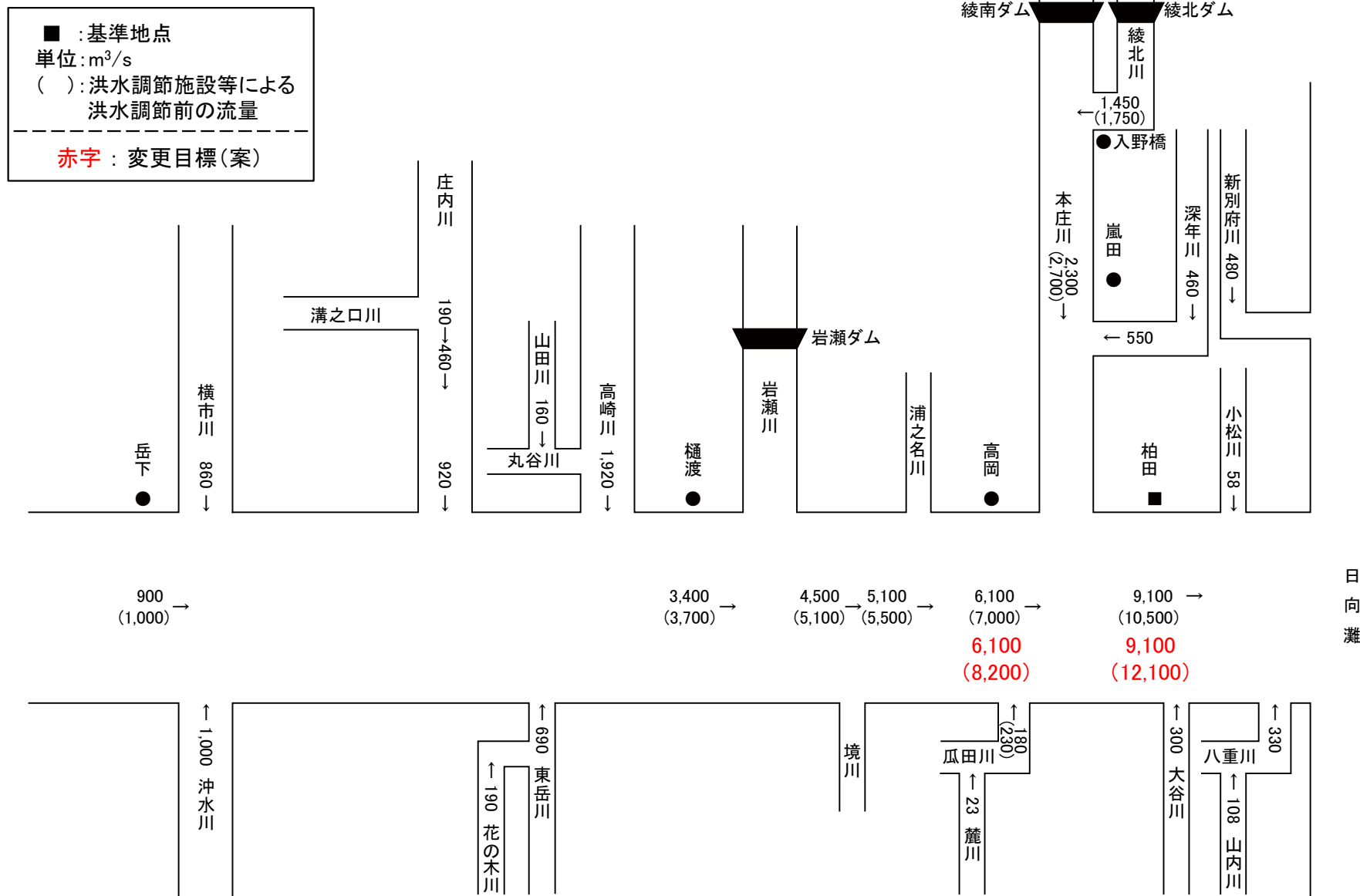
※その他にも最新情報等による更新・修正・追記等を実施

4. 変更整備計画の主なポイント

①更なる治水安全度向上に向けた対策

整備の対象期間・目標

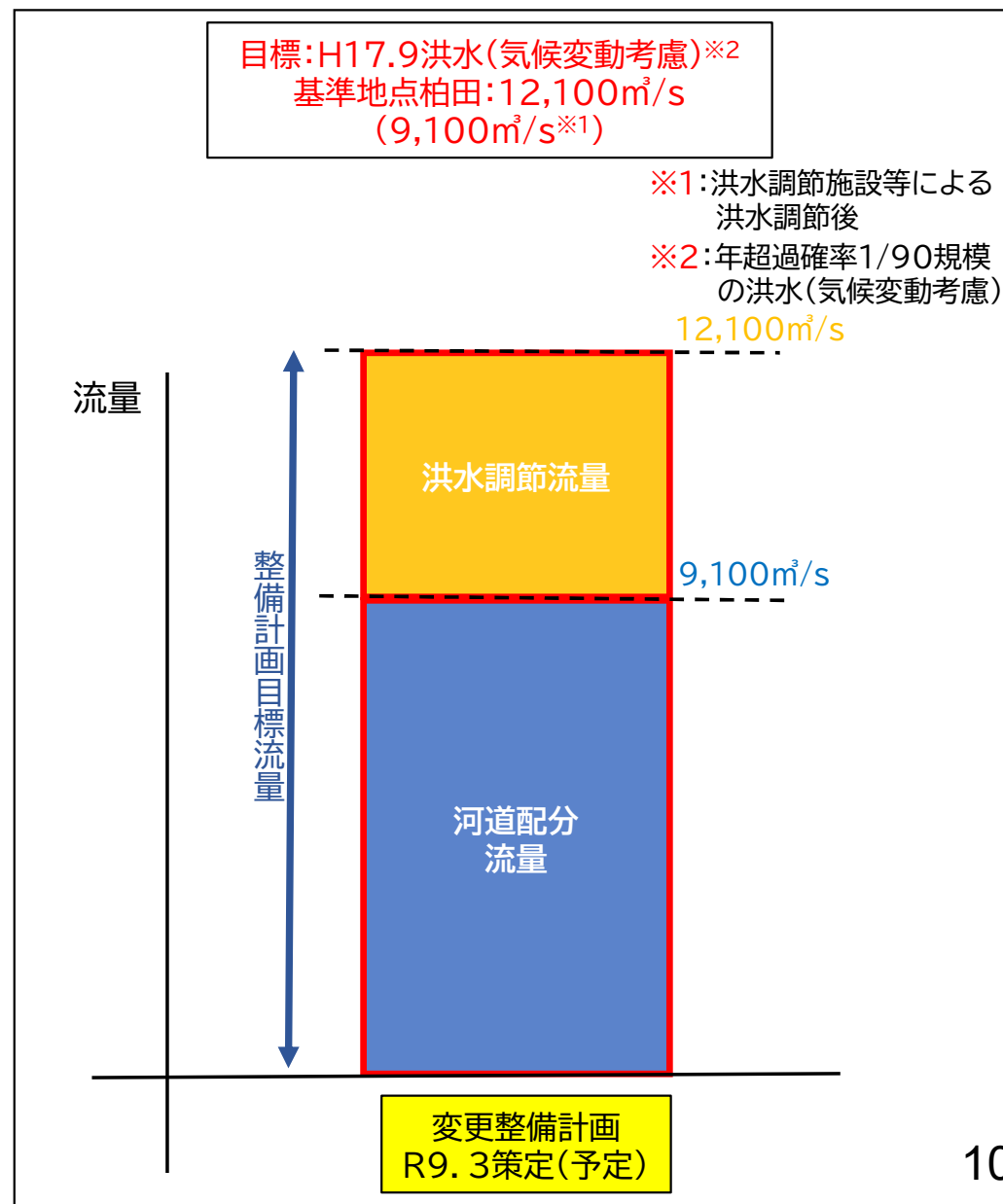
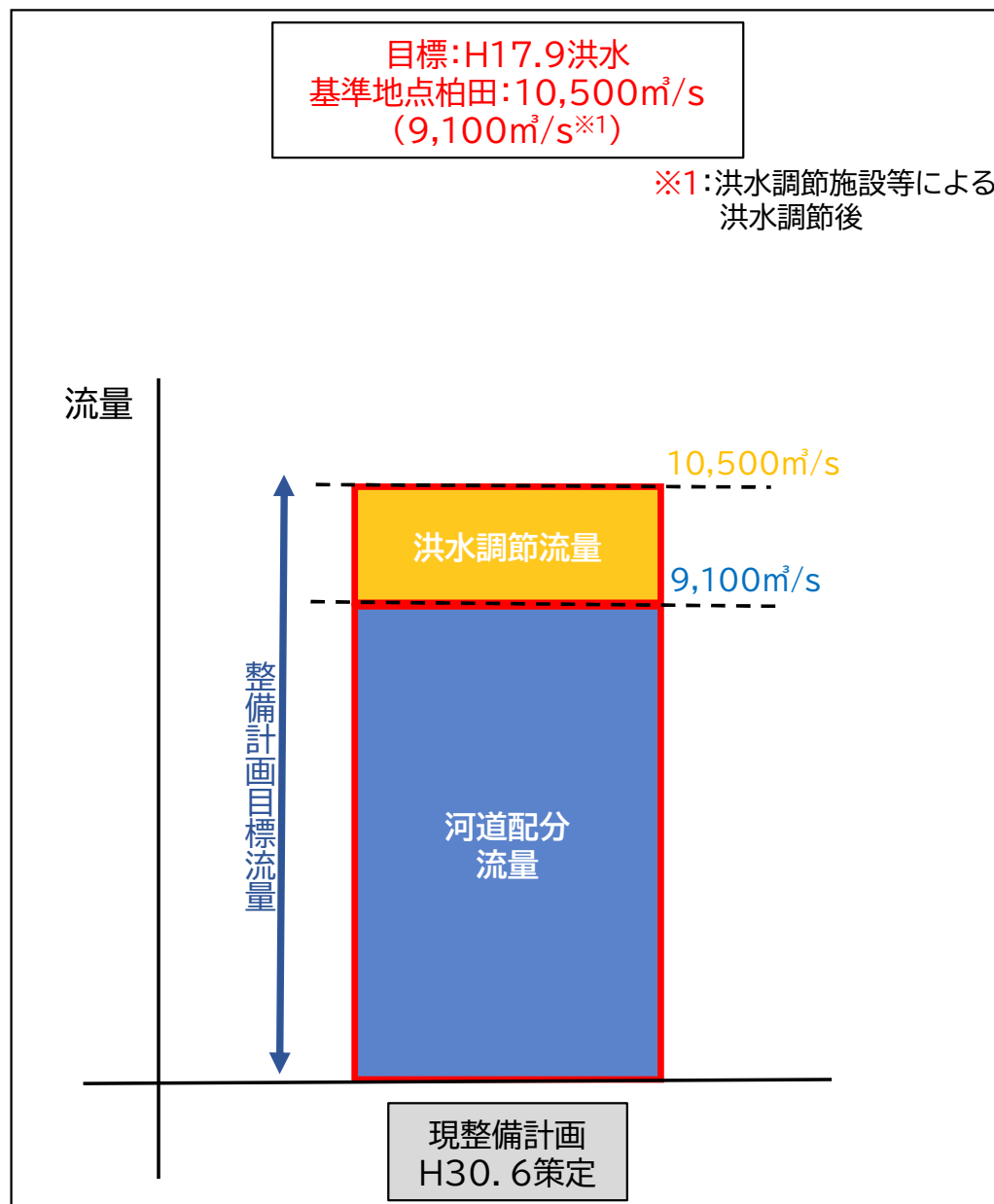
- 本計画の対象期間は概ね20～30年とする。
- 基準地点柏田において、現行10,500m³/s（河道9,100m³/s） → 12,100m³/s（河道9,100m³/s）を目標とし将来計画に向けて治水安全度を向上させる。



①更なる治水安全度向上に向けた対策

【参考】現行整備計画との関係について

- 現整備計画で目標としている既往最大H17.9洪水の安全な流下に向け、現在鋭意、河川整備を実施中である。
- 今回の変更整備計画では、更に気候変動を考慮した整備目標を設定した上で、引き続き、河川整備を行う。

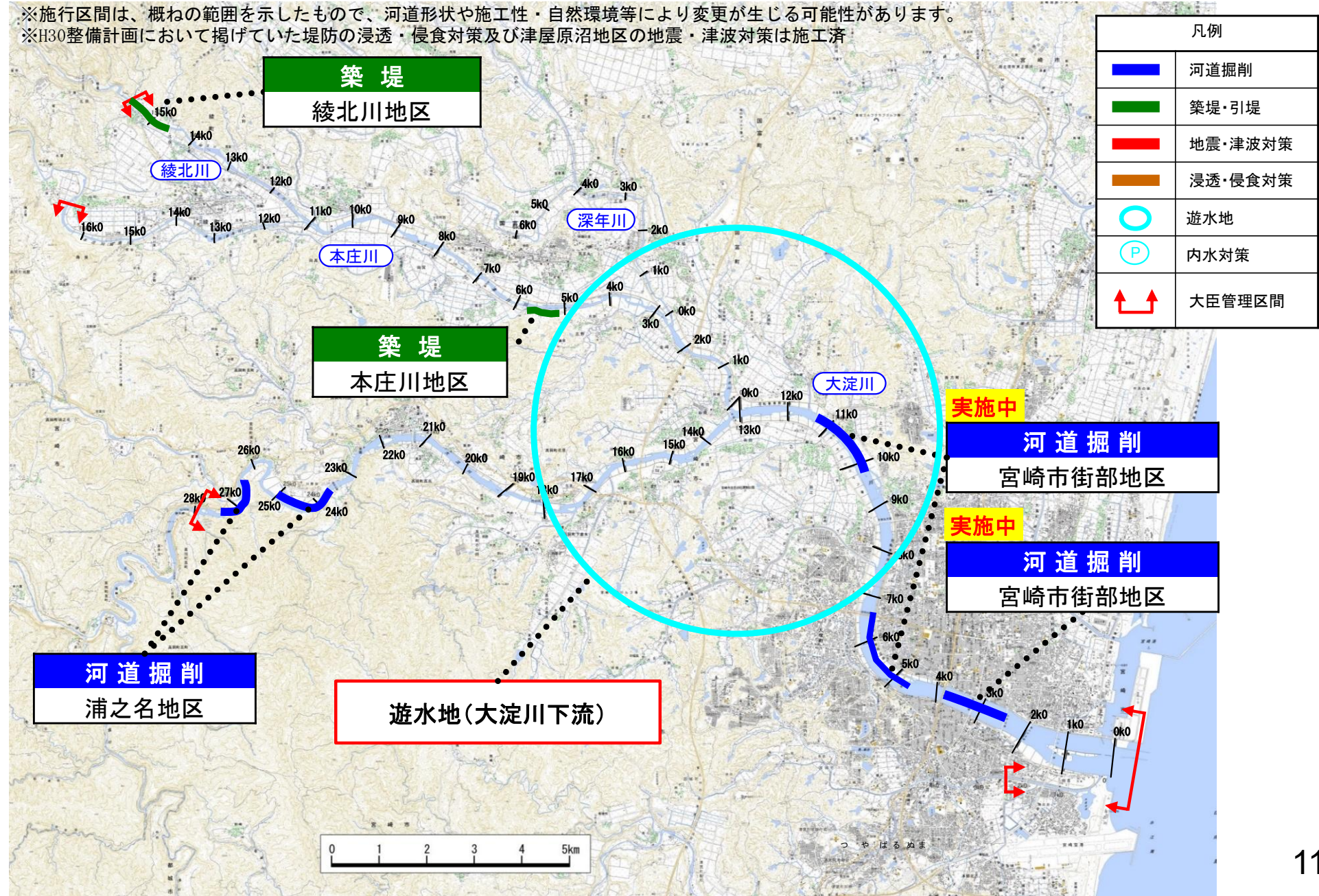


①更なる治水安全度向上に向けた対策

整備箇所位置図

➤ 更なる安全度の向上に向け、河川整備の目標を達成のために実施する河川整備の主な実施内容は下図のとおり。

※施行区間は、概ねの範囲を示したもので、河道形状や施工性・自然環境等により変更が生じる可能性があります。
※H30整備計画において掲げていた堤防の浸透・侵食対策及び津屋原沼地区の地震・津波対策は施工済

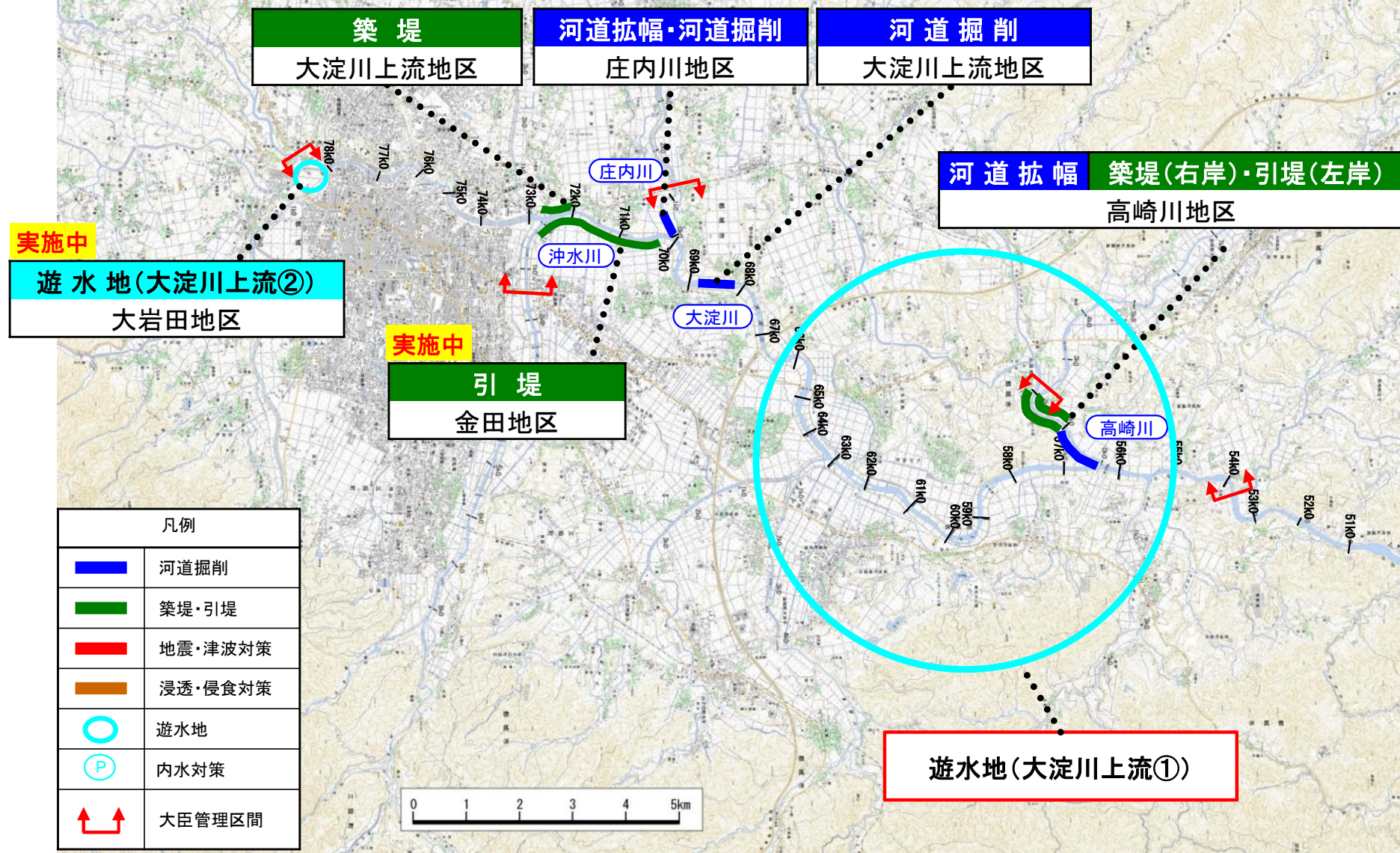


①更なる治水安全度向上に向けた対策

整備箇所位置図

➤ 更なる安全度の向上に向け、河川整備の目標を達成のために実施する河川整備の主な実施内容は下図のとおり。

※施行区間は、概ねの範囲を示したもので、河道形状や施工性・自然環境等により変更が生じる可能性があります。
※H30整備計画において掲げていた堤防の浸透・侵食対策は施工済



また、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダム^①の放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。

今回変更案

図 5.1.15 遊水地及び岩瀬ダム（有効活用）の位置図

図 5.1.15 遊水地及び岩瀬ダム（有効活用）の位置図

➤ 「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討委員会」においては、今後の河川整備等のあり方について提言がなされている。

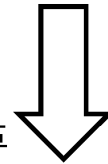
「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」 提言概要

現状

○平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
○今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

河川を取り巻く
社会経済情勢等
の変化

気候変動による影響
河川管理施設等の老朽化
生産年齢人口の減少や働き方改革



ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
企業の環境意識の向上
流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

河川における取組

(1)河川環境の目標

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- ・「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- ・河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- ・河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など

(2)生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進

- ・調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- ・災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など

流域における取組

(1)流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- ・流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- ・生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- ・関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進 など

(2)流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- ・民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- ・利用しやすい環境関連データの整備と情報発信

- 「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討委員会」においては、河川整備計画における河川環境の目標について、定量的な設定を行う必要がある旨の提言がなされている。

※関連部分を抜粋

「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び
流域全体としての生態系ネットワークのあり方」

提 言

令和6年5月

生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び
流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会

2. これまでの河川環境の取組 2-2 多自然川づくりでの取組事例 今後、改善に努めていくべき事項

他の河川においては、河川環境調査の結果が設計に十分に活かされなかった事例や、湿地整備後に土砂が堆積して樹林化が進行しているなど、河川の作用を踏まえた持続性の検討やモニタリングを踏まえた順応的な管理が行き届いていない事例も確認されている。こうした事例が散見されることから、**必ずしも全ての河川、全ての河川管理行為において、多自然川づくりの趣旨が徹底されているとは言えないと考えられる。**その要因については今後の分析が必要であるが、**河川環境の目指すべき水準が必須事項として明確に河川整備計画等に位置づけられていないこと、河道設計の考え方が確立されていないこと、**河川環境上の観点での設計担当者の意図を施工担当者に十分に理解させる体制になっていないこと、職員個々の河川環境に関する理解不足など、様々なことが考えられ、さらに、それらの複合的な要因も考えられる。

4. 今後の河川整備等のあり方

4-1 河川における取組

(1) 河川環境の目標

今後の河川環境施策を着実に進めていくためには、各河川において目指すべき河川環境の方向性や実現すべき水準について関係者が共通認識の下で取組を進めることが重要である。**全ての川づくりの基本である多自然川づくりを、河川管理の現場において、より具現化していくためには、河川環境を保全・創出するにあたり特に重点的に達成すべき事項について、河川環境の目標を定量的に設定することが必要である。**これは、施工段階だけでなく、維持管理を行っていく上でも重要となる。そして、設定した目標の達成に向けて、河川環境を評価し、順応的に維持管理を行い、手法や目標を見直ししながら改善に結びつけていくことが必要である。

① 河川環境の整備と保全に関する方針

- 大淀川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全・創出・再生し、次世代に継承するよう努める。
- ワンド・たまり・水際のエコトーンの保全・創出・再生など、多自然川づくりを推進し、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出・再生を図り、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境を保全・創出・再生する。

② 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

- 環境特性が類似する区間を「河川環境区分」として区分し、今回設定した4つの河川環境区分（汽水域、下流域、上流域、本庄川）ごとに環境が良好な区間と位置づけた「代表区間」をそれぞれ設定する。
- 設定した代表区間の河川環境を参考に、河川改修事業により河川環境全体の底上げを図ることを基本とする。
- 河川環境の劣化傾向が見られる箇所や、さらなる環境改善が期待できる箇所については、必要に応じて自然再生に係る事業の実施を検討する。

③ 河川環境の目標を設定

- 河川環境区分毎に保全・回復優先種が好む生息場を抽出し、定量目標設定の対象とする環境（目指すべき河川環境）を選定する。
- 目標とする河川環境の保全、創出を図るため、保全が必要な生息場や掘削形状の工夫点など河道設計のポイントを整理する。
- 掘削、引堤などの河川改修事業を対象に環境の定量目標を設定する。
- 自然再生に係る事業を実施する場合は、目指すべき河川環境に基づき定量目標を設定し、実施する。

④ モニタリング調査・順応的対応

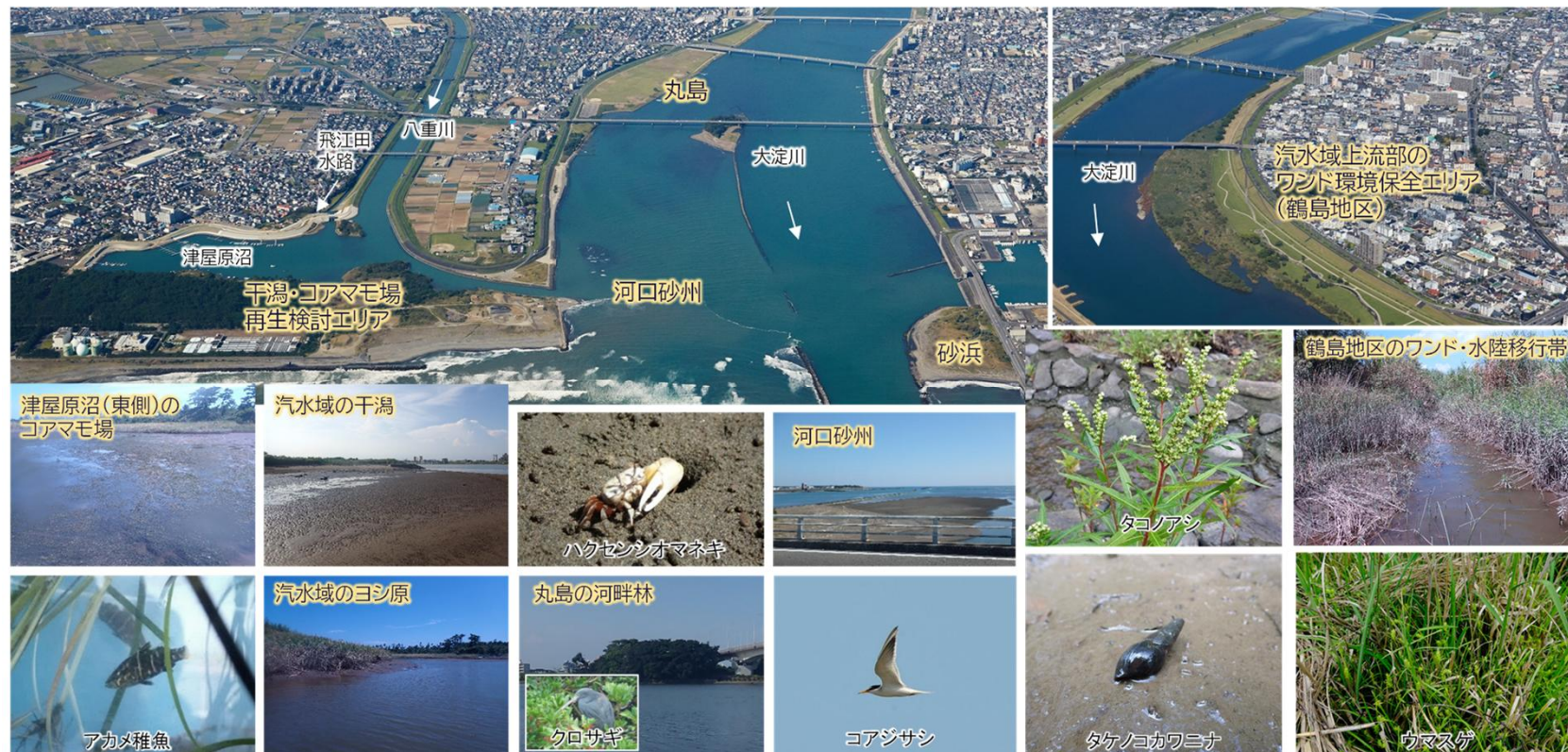
- 目標とする河川環境に対して、環境の状態や変化を確認するため、保全・回復優先種の中から、モニタリング指標種を設定する。
- モニタリング指標種の生息・生育状況及び生息・生育基盤の変化を把握するために、河川水辺の国勢調査や定期縦横断測量等を活用し、継続的にモニタリング調査を実施する。
- モニタリング結果に基づく、評価を踏まえ、適宜整備方針やモニタリング計画を見直ししながら、順応的な対応を図る。

河川環境の目標設定

<汽水域の目標>

多くの生物の生息・生育場所となる汽水域のワンド・たまり及びヨシ原、さらには河口域の干潟や河口砂州・砂浜、丸島の河畔林、絶滅危惧種のアカメ成魚の生息場となる深い淀み、絶滅危惧種のアカメ仔稚魚の生育場となるコアマモ群集を保全・創出する

- 汽水域の水際に生育するウマスゲやタコノアシ等の湿性植物帯を保全・創出・再生する。スズキの中流淡水域までの遡上に見られる川の連続性の維持に努める。
- クロサギ等のサギ類やミサゴ等が生息する丸島のタブノキ等の河畔林を保全する。
- 日本固有種で絶滅危惧種のアカメの稚魚が生息するコアマモ群集、成魚の生息場となる深い淀みを保全・創出・再生する。
- 絶滅危惧種のハクセンシオマネキ、ベンケイガニ等の底生動物が生息・繁殖する汽水域の砂泥地、絶滅危惧種のクボハゼをはじめとするハゼ類等が生息・繁殖する汽水域の砂泥底を保全する。
- 絶滅危惧種のアカウミガメの産卵場となる河口周辺の砂浜を保全する。
- 絶滅危惧種のコアジサシの集団繁殖地となる河口砂州を保全する。
- また、ヨシ原、河口域の干潟や河口砂州・砂浜、丸島の河畔林、アカメ成魚の生息場となる深い淀み、絶滅危惧種のアカメ仔稚魚等の生育場となるコアマモ群集の保全を図るとともに自然再生に係る事業の実施を検討する。



河川環境の目標設定

<下流域の目標>

多くの希少な動植物の生息場となっている湿地環境（ワンド・たまり等）、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息する低・中茎草地、絶滅危惧種のガンゼキラン等が生育する照葉樹林（山付き林）を保全・創出する

- アユ等が生息・繁殖する瀬、カワアナゴ等が生息・繁殖する淵や流れの緩やかなワンド・たまり・水陸移行帯（エコトーン）を保全・創出・再生する。
- イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖する自然裸地（礫河原）を保全・創出・再生する。
- 絶滅危惧種のシルビアシジミが生息・繁殖し、幼虫の食草であるミヤコグサが生育する低・中茎草地を保全・創出・再生する。
- カヤネズミが生息・繁殖するヨシ原を保全・創出・再生する。
- 絶滅危惧種のガンゼキラン等の希少な植物も生育するスタジイ等の照葉樹林を保全する。
- また、絶滅危惧種のガンゼキラン等が生育する山付き林の保全を図るとともに、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息する低・中茎草地については、自然再生に係る事業の実施を検討する。



河川環境の目標設定

<上流域の目標>

イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、流域全体で減少している湿地環境（ワンド・たまり等）や水陸移行帯（エコトーン）、さらには大淀川水系固有種である絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウが生息する瀬の砂礫底、ギンイチモンジセセリ等が生息する草地環境、サギ類のねぐらや多くの水生生物への有機物の供給源となる河畔林を保全・創出し、在来生物の保全のため外来生物への対応を行う

- 絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、ヨシノボリ類、オイカワやその他コイ科魚類等が生息・繁殖する瀬や淵を保全・創出・再生する。
- イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖する自然裸地（礫河原）を保全・創出・再生する。
- カワセミやヤマセミ等の鳥類の休息場となる河畔林、営巣場となる自然河岸、サギ類の集団ねぐらとなるメダケ等の竹林を保全する。
- ギンイチモンジセセリ等の陸上昆虫類、カヤネズミの生息・繁殖場となるオギ群落等の草地を保全・創出・再生する。
- 絶滅危惧種のゴマクサ等が生息する湿地を保全・創出・再生する。
- 多くの動植物の生息・生育、繁殖場となっている湿地環境（ワンド・たまり等）や水陸移行帯（エコトーン）を保全・創出する。
- コウライオヤニラミ等をはじめとする外来生物への対応を行い、大淀川水系に特徴的な希少生物を保全する。



河川環境の目標設定

<本庄川・深年川・綾北川の目標>

アユやカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する礫河原、ミズキンバイやササバモ、コガタノゲンゴロウ等の希少な動植物が生育・生息するワンド・たまり等の湿地環境、コムラサキの生息場となる河畔林、シルビアシジミやツチグリの生息・生育環境となる低・中茎草地を保全・創出する。また、本庄川周辺では地域の花として親しまれるツクシイバラの保全に努める

- アユ等が生息・繁殖する瀬を保全・創出・再生する。
- ササバモや絶滅危惧種のミズキンバイ等の水生生物や絶滅危惧種のミナミメダカ等の魚類が生育・生息・繁殖する広い低水路に形成されたワンド・たまりや水陸移行帯（エコトーン）を保全・創出・再生する。
- サギ類の集団ねぐらとなる竹林、コムラサキの食樹であるヤナギ林を保全する。
- イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）を保全・再生する。
- 絶滅危惧種のシルビアシジミの食草であるミヤコグサ、絶滅危惧種のツチグリの生息・生育場となっている低・中茎草地を維持する。
- 本庄川周辺で地域の花として親しまれるツクシイバラについて、河川水辺の国勢調査等により生育状況を確認し、自生地への過度な樹林化がみられた場合は対応する。
- コムラサキの生息場となる河畔林の保全を図るとともに、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のミズキンバイやササバモ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等の希少な動植物が生育・生息するワンド・たまり等の湿地環境、絶滅危惧種のシルビアシジミや絶滅危惧種のツチグリの生息・生育環境となる低・中茎草地については、自然再生に係る事業の実施を検討する。



②更なる良好な河川環境の整備と保全

環境の整備と保全・創出に係る施行の場所

➤ 河川環境区分毎における、環境保全・創出事項は下表のとおり。

河川環境区分	種類	対象区間	概要
大淀川汽水域 (0/000～9/200) 八重川	コアモ群集の保全・創出	大淀川 0/000～2/000	アカメの稚魚の生息場となるコアモ群集の保全・再生について、自然再生に係る事業の実施を検討
	干潟やヨシ原環境の保全・創出	大淀川 0/000～3/000 八重川	干潟生物に適した地盤高の環境やヨシ原の保全・再生について、自然再生に係る事業の実施を検討
	寄り洲・ワンドの環境の保全・創出	大淀川 4/400～6/000	流下断面確保のため実施する河道掘削において、掘削形状の工夫によりワンド・たまりを保全・創出
大淀川下流域 (9/200～28/100)	自然裸地(礫河原)、ワンド・たまりの保全・創出	大淀川24/6～25/6	イカルチドリ等の生息・繁殖場となる自然裸地(礫河原)について、自然再生に係る事業の実施を検討
	連続する瀬や淵の保全・創出	大淀川14/0～20/0	アユの生息・産卵場、カマキリ(アユカケ)の生息場となっている瀬や淵について、自然再生に係る事業の実施を検討
	低・中茎草地の保全	大淀川右岸11/0～13/0 大淀川右岸18/0～19/0付近	シルビアシジミ等の生息場となっている低・中茎草地について、自然再生に係る事業の実施を検討
	ワンド・たまり(湿地環境)～水陸移行帯の保全・創出	大淀川24/0～24/6 大淀川26/6～27/4	流下断面確保のため実施する河道掘削において、掘削形状の工夫によりワンド・たまり(湿地環境)～水陸移行帯を保全・創出
大淀川上流域 (53/7～79/0)	ワンド・たまり(湿地環境)～水陸移行帯の保全・創出	大淀川68/0～72/2	流下断面確保のため実施する河道掘削及び引堤において、掘削形状の工夫によりワンド・たまり(湿地環境)～水陸移行帯を保全・創出
	自然裸地(礫河原)の保全・創出	大淀川68/0～72/2	流下断面確保のため実施する河道掘削及び引堤において、掘削形状の工夫により自然裸地(礫河原)を保全・創出
流入支川 本庄川 深年川 綾北川	ワンド・たまり(湿地環境)～水陸移行帯の保全・創出	本庄川3/0～4/0	多くの湿生生物の生息・生育場となっているワンド・たまり(湿地環境)～水陸移行帯について、自然再生に係る事業の実施を検討
	自然裸地(礫河原)の保全・創出	本庄川3/0～4/0	イカルチドリ等の生息・繁殖場となる自然裸地(礫河原)について、自然再生に係る事業の実施を検討
	連続する瀬や淵の保全・創出	深年川0/0～2/6	アユの生息・産卵場、カマキリ(アユカケ)の生息場となっている瀬や淵について、自然再生に係る事業の実施を検討
	低・中茎草地の保全	本庄川5/0～7/0左岸 綾北川11/0～13/0右岸	シルビアシジミ等の生息場となっている低・中茎草地について、自然再生に係る事業の実施を検討

：自然再生に係る事業の実施を検討
：河川改修事業時の保全・創出(定量目標に反映)

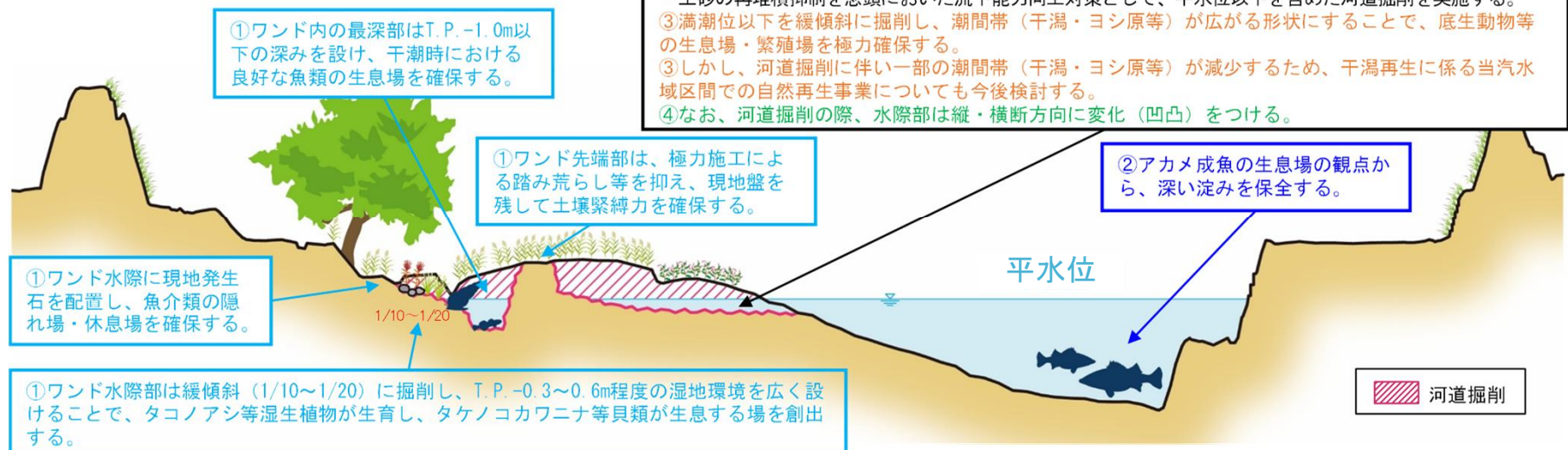
河川環境の整備と保全(保全・創出方法)

整備の方向性

- 次期整備計画における河道配分流量に対し、当区間ではHWL以下の流下能力が不足する。
- よって、HWL以下で洪水を流下させるために、当区間では河道掘削(低水路掘削4k0～6k0付近等)を実施する。

河川整備の概要

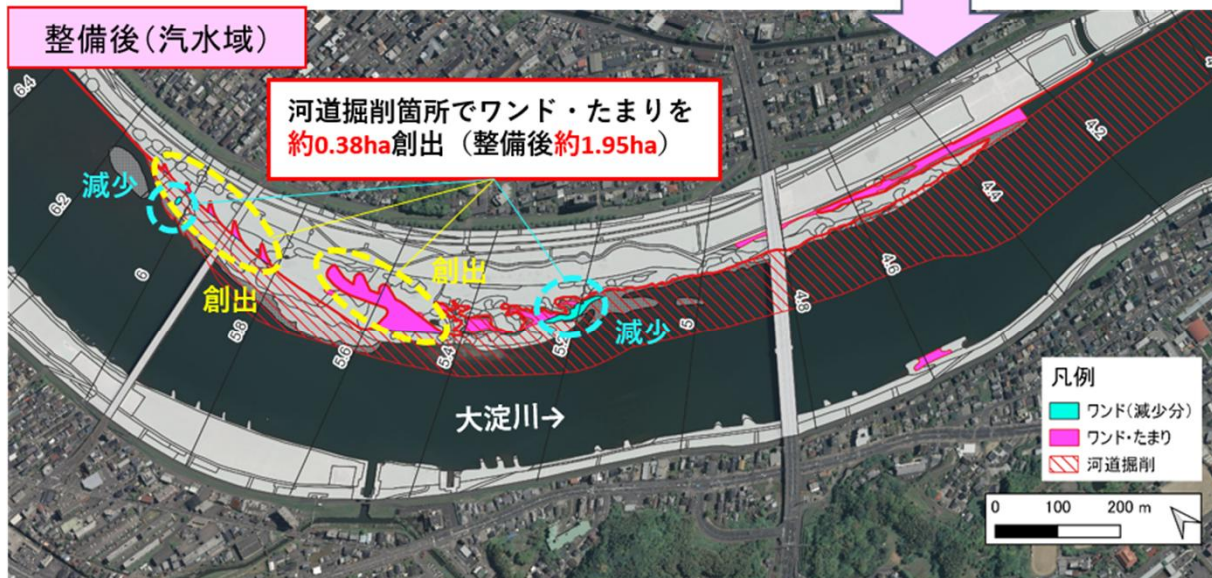
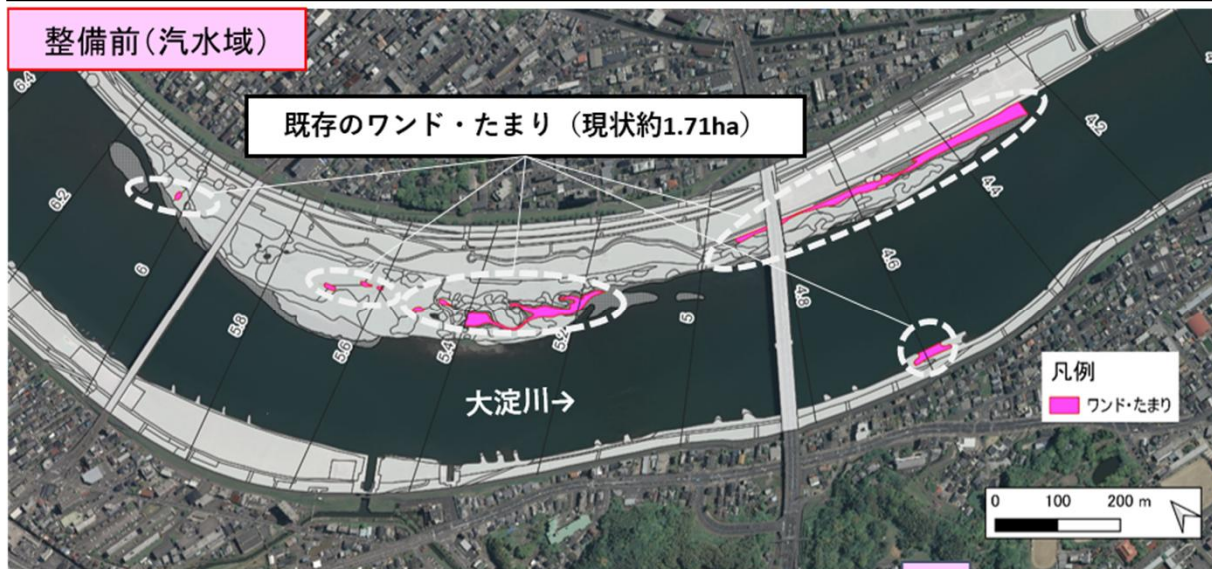
- アカメ成魚の生息場の観点から、深い淀みを保全する。
- ワンド内の最深部はT.P.-1.0m以下の深みを設け、干潮時における良好な魚類の生息場を確保する。
- ワンド水際は緩傾斜に掘削し、T.P.-0.3～0.6m程度の湿地環境を広く設けることで、タコノアシ等湿生植物が生育し、タケノコカワニナ等貝類が生息する場を創出する。
- ワンド水際に現地発生石を配置し、魚介類の隠れ場・休息場を確保する。
- ワンド先端部は、極力施工による踏み荒らし等を抑え、現地盤を残して土壌緊縛力を確保する。
- 土砂の再堆積抑制を念頭においた流下能力向上対策として、平水位以下を含めた河道掘削を実施する。
- 満潮位以下を緩傾斜に掘削し、潮間帯(干潟・ヨシ原等)が広がる形状にすることで、底生動物等の生息場・繁殖場を極力確保する。
- しかし、河道掘削に伴い一部の潮間帯(干潟・ヨシ原等)が減少するため、干潟再生に係る当汽水域区間での自然再生事業についても今後検討する。
- なお、河道掘削の際、水際は縦・横断方向に変化(凹凸)をつける。



②更なる良好な河川環境の整備と保全 河川環境の定量目標 汽水域

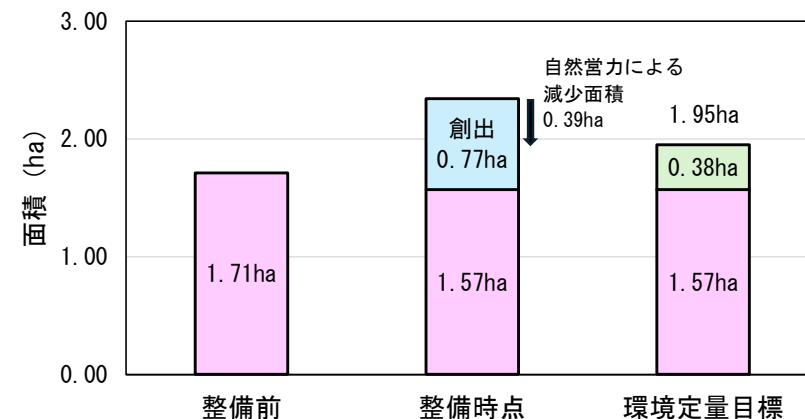
河川環境の定量目標

- 汽水域全体では、タコノアシ等の湿生植物が群落を形成し、タケノコカワニナ等貝類の生息場となるワンド・たまりについて、整備による減少分を踏まえた約1.57haを保全するとともに、整備により約0.77haを創出する。自然営力による減少面積約0.39haを考慮し、**定量目標値を約1.95ha**とする。



< 現状のワンド・たまりの位置と創出位置 >

汽水域 _ワンド・たまり面積

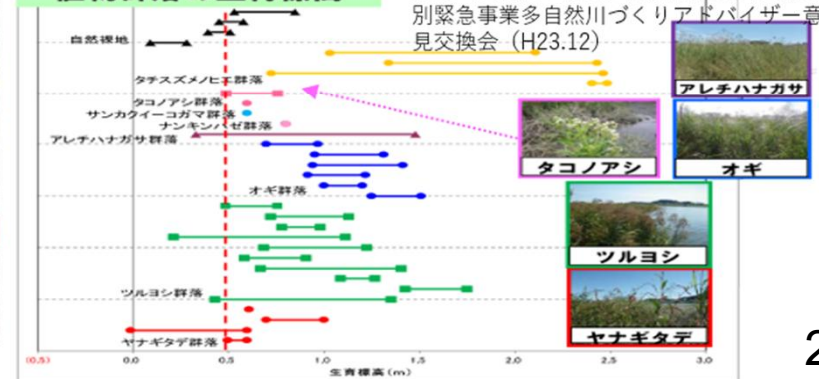


注目すべき湿生植物、貝類、底生動物、鳥類の生育・生息・繁殖場として、タコノアシ、タケノコカワニナではワンド・たまりが重要。また注目すべき植物であるタコノアシの生育場として、水際部の緩勾配空間が重要。

河道掘削箇所でのワンド・たまり創出

水際部の緩勾配空間創出

植物群落の生育標高



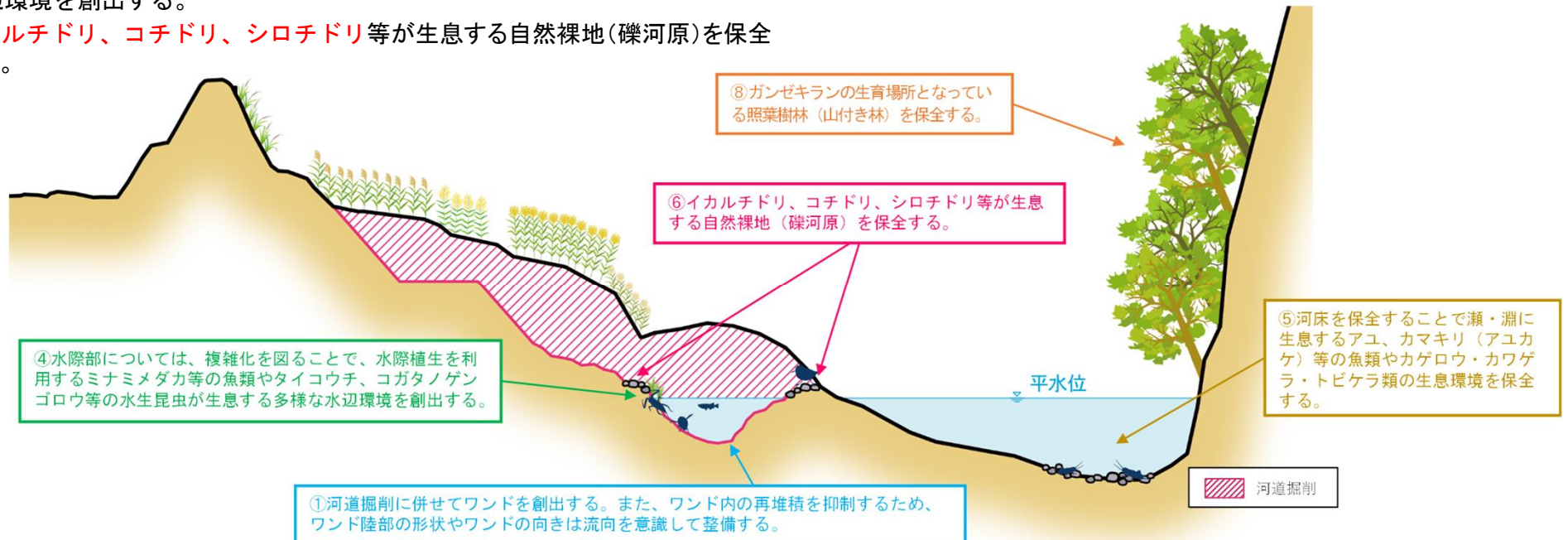
河川環境の整備と保全(保全・創出方法)

整備の方向性

- 次期整備計画における河道配分流量に対し、当区間ではHWL以下での流下能力が不足する。
- よって、HWL以下で洪水を流下させるために、当区間では河道掘削(低水路拡幅23k800~24k600)を実施する。

河川整備の概要

- 河床を保全することで瀬・淵に生息するアユ、カマキリ(アユカケ)等の魚類やカゲロウ・カワゲラ・トビケラ類の生息環境を保全する。
- 河道掘削に併せてワンドを創出する。また、ワンド内の再堆積を抑制するため、ワンド陸部の形状やワンドの向きは流向を意識して整備する。
- 水際部については、複雑化を図ることで、水際植生を利用するミナミメダカ等の魚類やタイコウチ、コガタノゲンゴロウ等の水生昆虫が生息する多様な水辺環境を創出する。
- イカルチドリ、コチドリ、シロチドリ等が生息する自然裸地(礫河原)を保全する。

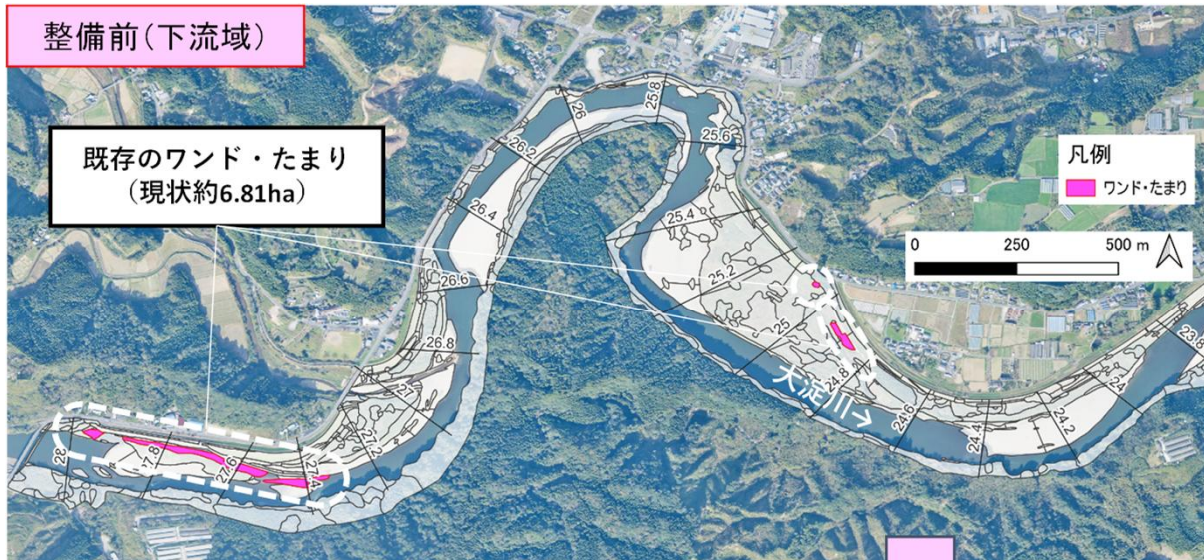


②更なる良好な河川環境の整備と保全 河川環境の定量目標 下流域

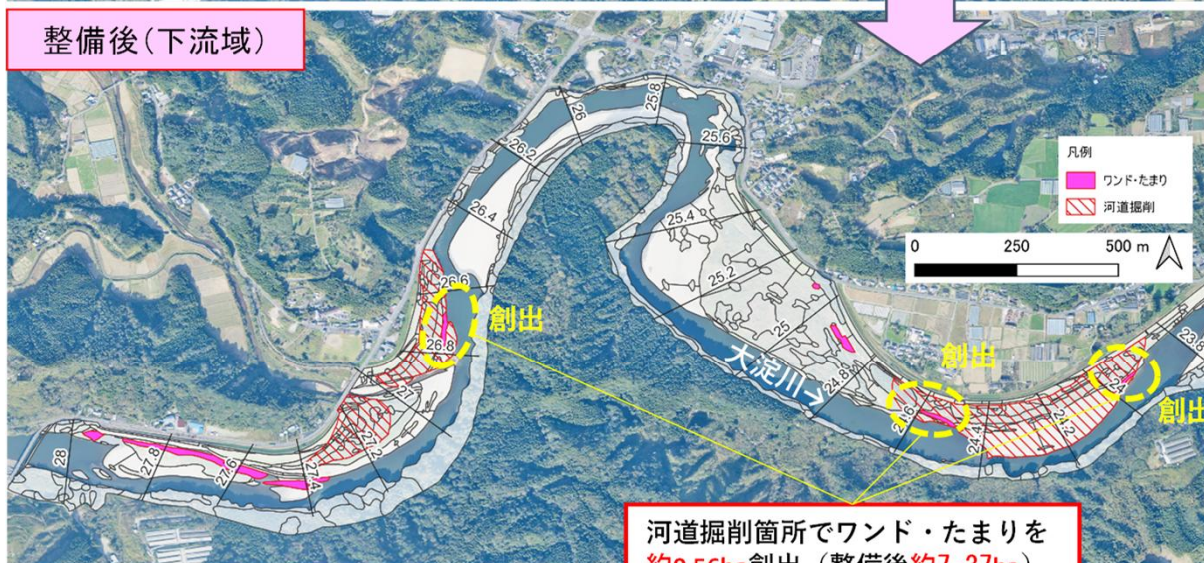
河川環境の定量目標

- 下流域全体では、ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ、タコノアシ等の生息・生育場となるワンド・たまりについて、現状の約6.81haを保全するとともに、整備により約0.94haを創出する。自然営力による減少面積約0.38haを考慮し、**定量目標値を約7.37haとする。**

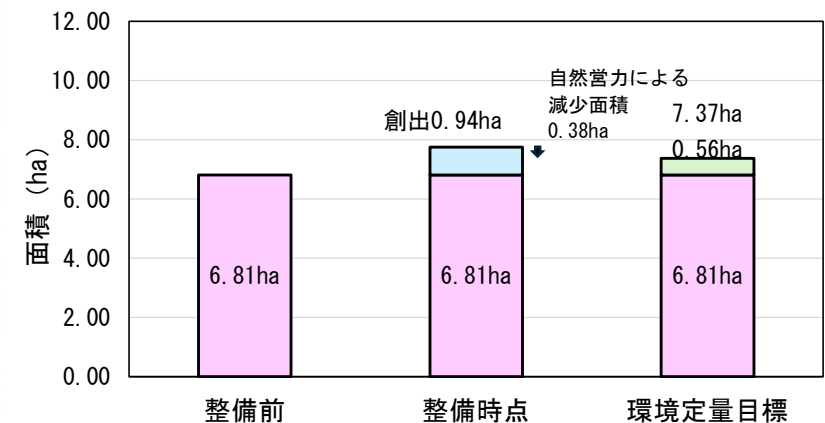
整備前(下流域)



整備後(下流域)



下流域 ワンド・たまり面積



注目すべき魚類、水生昆虫の生息・繁殖場として、ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウでは水際植生のあるワンド・たまりが重要。

河道掘削箇所でのワンド・たまり創出

河川環境の整備と保全(保全・創出方法)

整備の方向性

- 次期整備計画における河道配分流量に対し、当区間ではHWL以下での流下能力が不足する。
- よって、HWL以下で洪水を流下させるために、当区間では引堤及び河道掘削(70k000～72k600)を実施する。

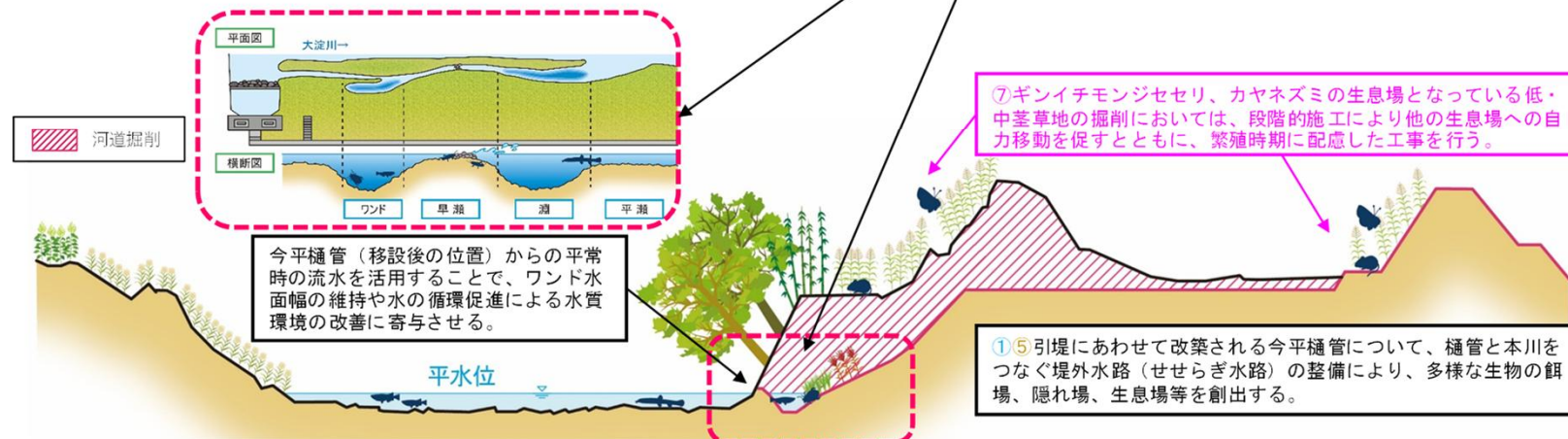
河川整備の概要

- 引堤にあわせて改築される今平樋管について、樋管と本川をつなぐ堤外水路(せせらぎ水路)の整備により、多様な生物の餌場、隠れ場、生息場等を創出する。
- せせらぎ水路は、蛇行と水路幅の広がりにより、多様な流速・水深環境を創出し、**ミナミメダカ**や**コガタノゲンゴロウ**等の緩流・細流環境(ワンド・たまり)を好む生物の生息・繁殖環境を創出する。また、細かく勾配に変化を持たせて**オオヨドシマドジョウ**や**カゲロウ・カワゲラ・トビケラ**類の生息場となる小規模な瀬淵環境を創出する。
- なお、今平樋管(移設後の位置)からの平常時の流水を活用することで、ワンド水面幅の維持や水の循環促進による水質環境の改善に寄与させる。
- **ギンイチモンジセセリ**、**カヤネズミ**の生息場となっている低・中茎草地については、段階的施工により他の生息場への自力移動を促すとともに、繁殖時期に配慮した工事を行う。
- 当区間においては、陸部～水際部を緩傾斜に掘削し、**イカルチドリ**、**コチドリ**、**シロチドリ**等が生息する自然裸地(礫河原)を創出する。



- ①せせらぎ水路は、蛇行と水路幅の広がりにより、多様な流速・水深環境を創出し、ミナミメダカやコガタノゲンゴロウ等の緩流・細流環境(ワンド・たまり)を好む生物の生息・繁殖環境を創出する。
- ⑤また、細かく勾配に変化を持たせてオオヨドシマドジョウやカゲロウ・カワゲラ・トビケラ類の生息場となる小規模な瀬淵環境を創出する。

- ⑦ギンイチモンジセセリ、カヤネズミの生息場となっている低・中茎草地の掘削においては、段階的施工により他の生息場への自力移動を促すとともに、繁殖時期に配慮した工事を行う。

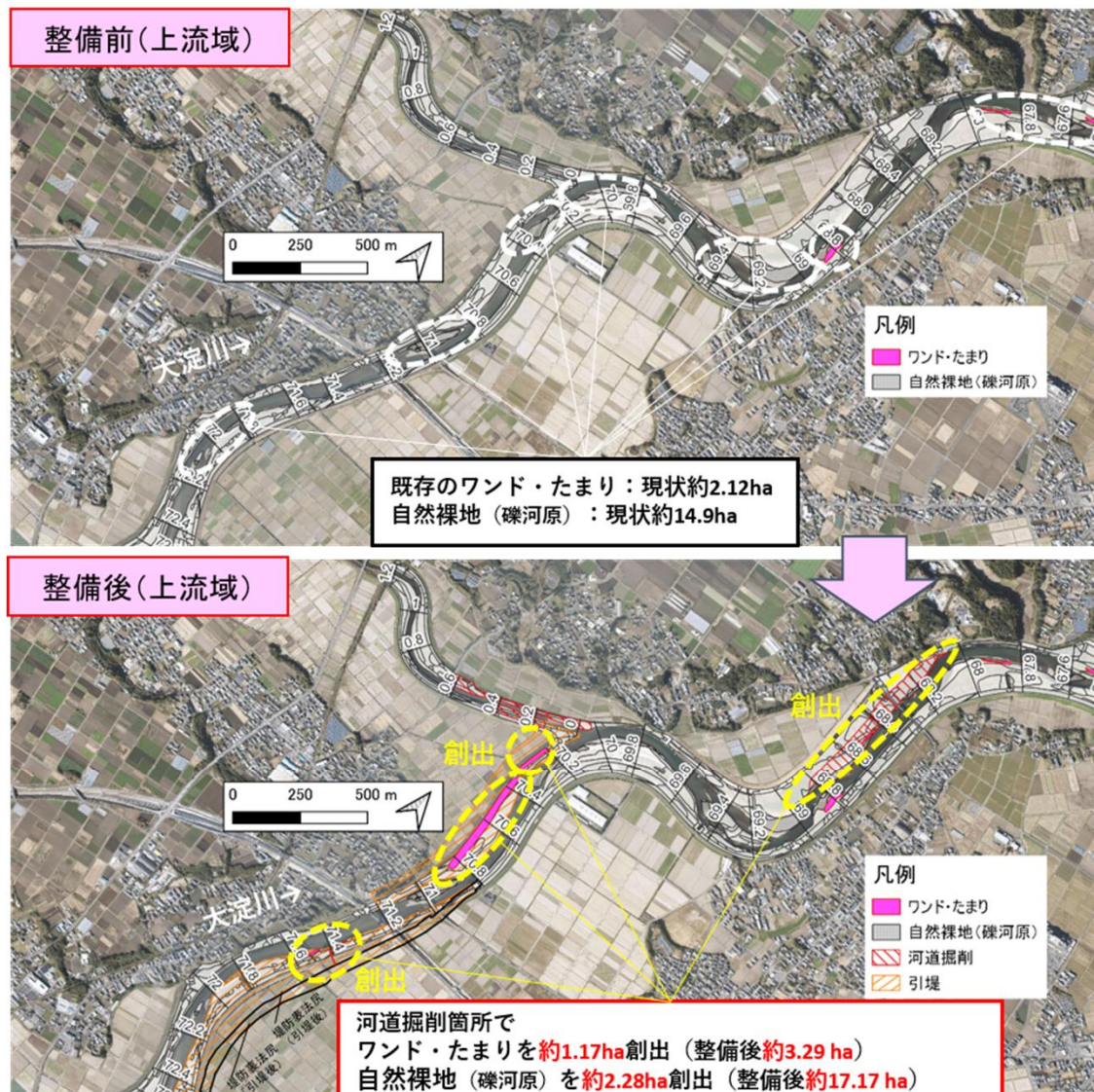


- ①⑤引堤にあわせて改築される今平樋管について、樋管と本川をつなぐ堤外水路(せせらぎ水路)の整備により、多様な生物の餌場、隠れ場、生息場等を創出する。

②更なる良好な河川環境の整備と保全 河川環境の定量目標 上流域

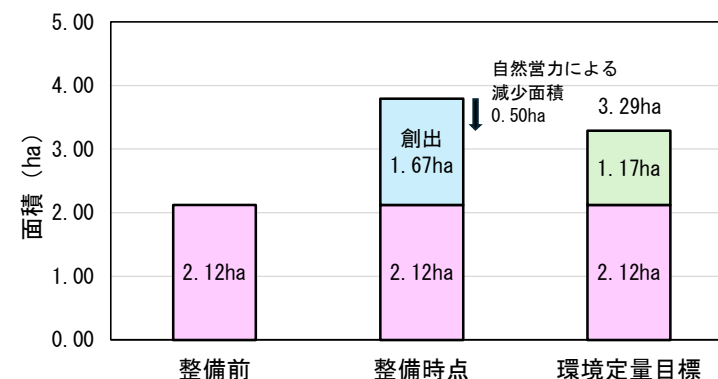
河川環境の定量目標

- 上流域全体では、ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ等の生息・生育場となるワンド・たまりについて、現状の約2.12haを保全するとともに、整備により約1.67haを創出する。自然営力による減少面積約0.50haを考慮し、**定量目標値を約3.29ha**とする。また、イカルチドリ等が生息する自然裸地（礫河原）について、現状の約14.89haを保全するとともに、整備により約4.56haを創出する。自然営力による減少面積約2.28haを考慮し、**定量目標値を約17.17ha**とする。

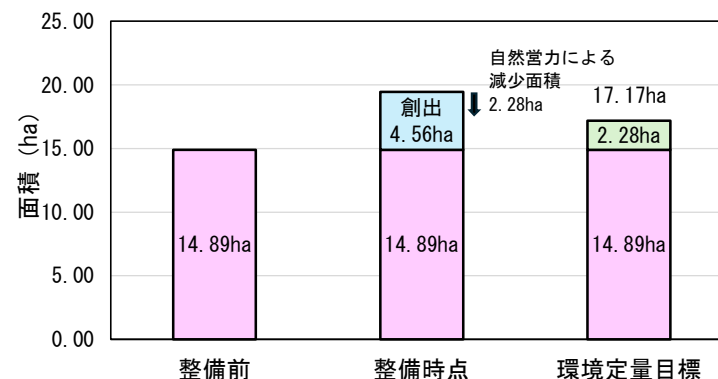


< 現状のワンド・たまり、自然裸地（礫河原）の位置と創出位置 >

上流域 _ワンド・たまり面積



上流域 _自然裸地（礫河原）



注目すべき魚類、水生昆虫の生息・繁殖場として、ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウでは水際植生のあるワンド・たまりが重要。また注目すべき鳥類であるイカルチドリの生息場として、礫河原環境が重要。

河道掘削箇所でのワンド・たまり創出

河道掘削箇所での礫河原創出

流域治水とは

河川区域だけでなく、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる地域において、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

- 川を流れる水の源は、川の上に降った雨だけではありません。
- 大地に降った雨も、地表を流れたり地中に染みこみながら、川に流れ込みます。この雨が川に入ってくる範囲を「流域」と呼びます。
- これまでの治水対策は河川管理者による河川区域等の整備が主体でした。
- しかし、昨今の気候変動による水災害リスクの増加によって、これまでの河川整備等だけの治水対策だけでは流域を洪水から守り切ることができません。
- だからこそ、これからの治水対策は河川だけではなく私たちが生活する大地にも目を向け、流域に関わるあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して対策を進めていく必要があります。それが「流域治水」です。
- 例えば、各家庭で雨水を貯める施設を設置したり、水害時の自身の防災行動を整理したマイタイムラインを作成したり、一人一人の行動が流域治水の推進につながります。

流域治水のイメージ図



流域治水プロジェクト

大淀川流域治水プロジェクト【位置図】

～都市化の進む流域において総合的な治水対策を一層推進し、浸水被害を軽減～

R6.3(2.0策定)

R8.6(2.0更新)

- H17.9洪水では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したこと等を踏まえ、以下の取り組みを一層推進していくものとし、更に国管理区間においては、気候変動（2℃上昇時）を考慮した戦後最大洪水であるH17.9洪水が流下する場合においても、現行の治水安全度を確保し、洪水を安全に流下させることを目指す。
- 堤防整備や河道掘削等の事前防災を引き続き推進し、洪水時の急激な水位上昇を抑制するため、遊水機能を有する土地や歴史的な治水対策の保全を図る。また、流出抑制対策の検討や特定都市河川浸水被害対策法の適用の検討、立地適正化計画制度における防災指針の作成等、流域市町村が一体となった防災・減災対策を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防・護岸整備、粘り強い河川堤防の検討、洪水調節施設の整備・検討、岩瀬ダム再生事業、海岸事業等の連携等
- ・流域治水対策（林野部局との連携強化）
- ・砂防関係施設の整備
- ・内水氾濫対策（下水道等の排水施設の整備等）
- ・流域の雨水貯留機能の向上（水田の貯留機能の向上、農業用ため池等の防災対策の推進、雨水浸透・雨水貯留施設の設置促進・案内、国有財産の治水活用の検討等）
- ・森林の整備・保全、治山施設の整備
- ・利水ダム等14ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：宮崎県、宮崎市、都城市、曾於市、志布志市、九州電力、土地改良区など）
- ・既存施設の有効活用検討

森林整備実施イメージ



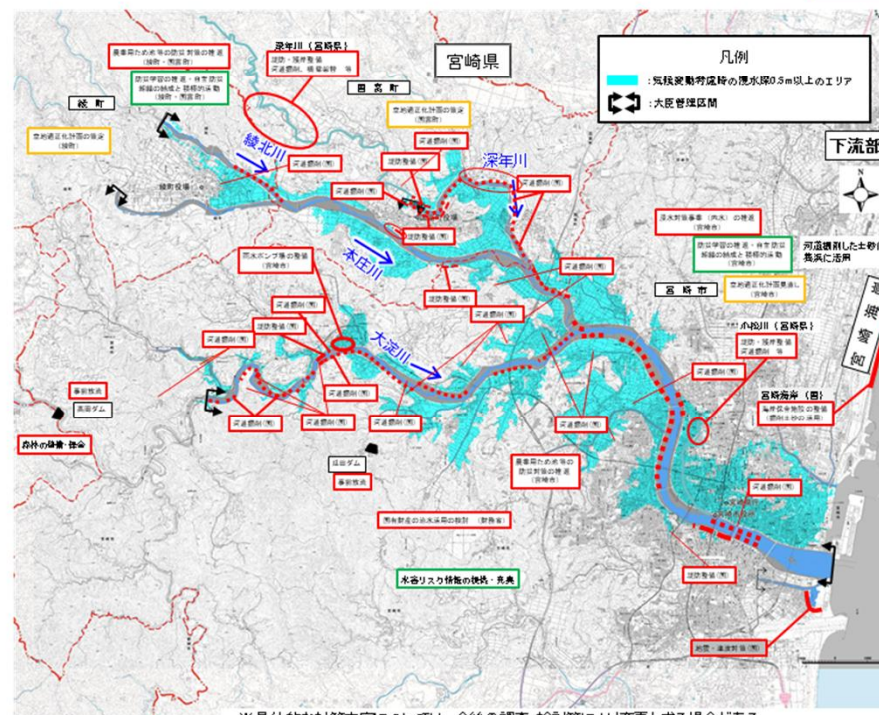
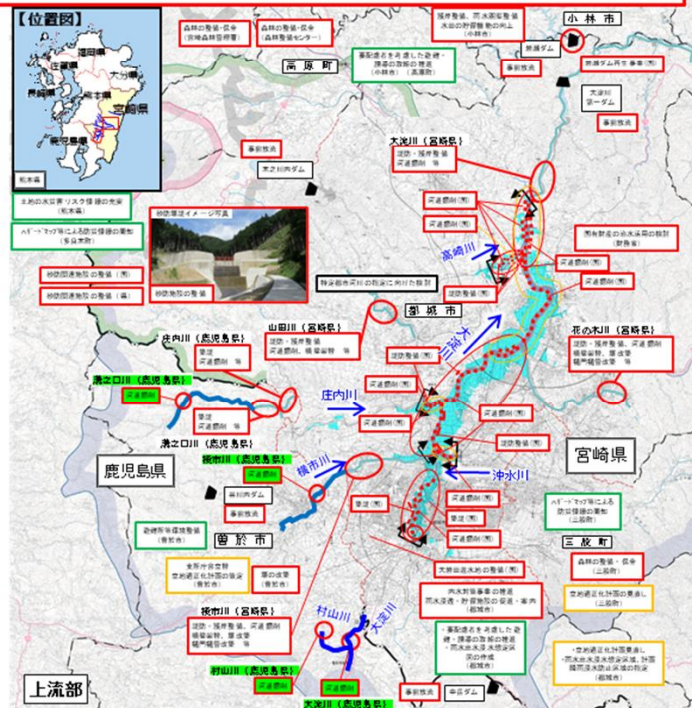
間伐実施前

間伐実施後

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）
 - ・立地適正化計画の策定・見直し
 - ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害リスク情報の充実
- ※ 今後、関係機関と連携し対策検討

立地適正化計画の策定



■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報空白域の解消のため、浸水想定区域の作成検討
- ・雨水出水浸水想定区域図等の作成
- ・タイムライン等迅速な避難に関する取組
- ・マイ・タイムラインや住民が利用しやすいハザードマップの作成促進
- ・ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進
- ・防災学習の推進・自主防災組織の結成と積極的活動
- ・要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進
- ・避難場所等環境整備支援等
- ・排水機場の遠隔操作・監視
- ・洪水予測の高度化

※ 今後、関係機関との連携し対策検討



※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更と成る場合がある。
※ 流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備基本方針及び河川整備計画の過程でより具体的な対策内容を検討する。

流域治水におけるグリーンインフラ

大淀川水系流域治水プロジェクト【グリーンインフラ】

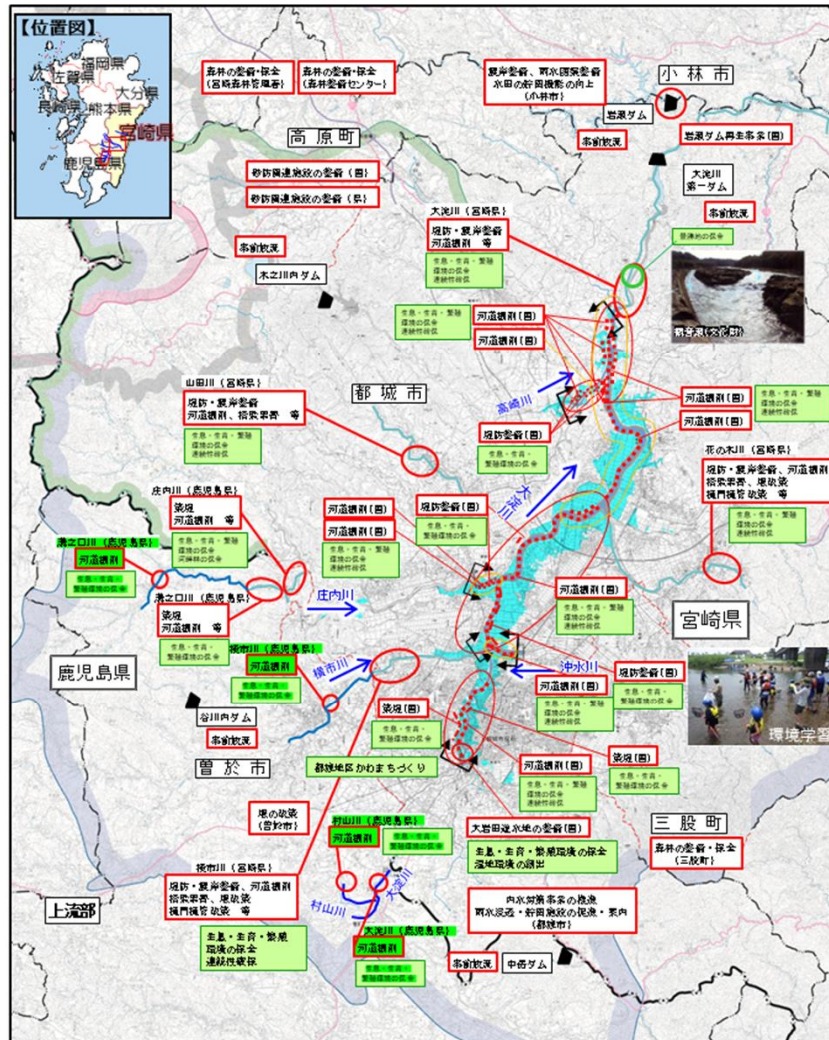
R6.3(2.0策定)

R8.6(2.0更新)

～水害に強い地域づくりに向けた防災・減災対策～

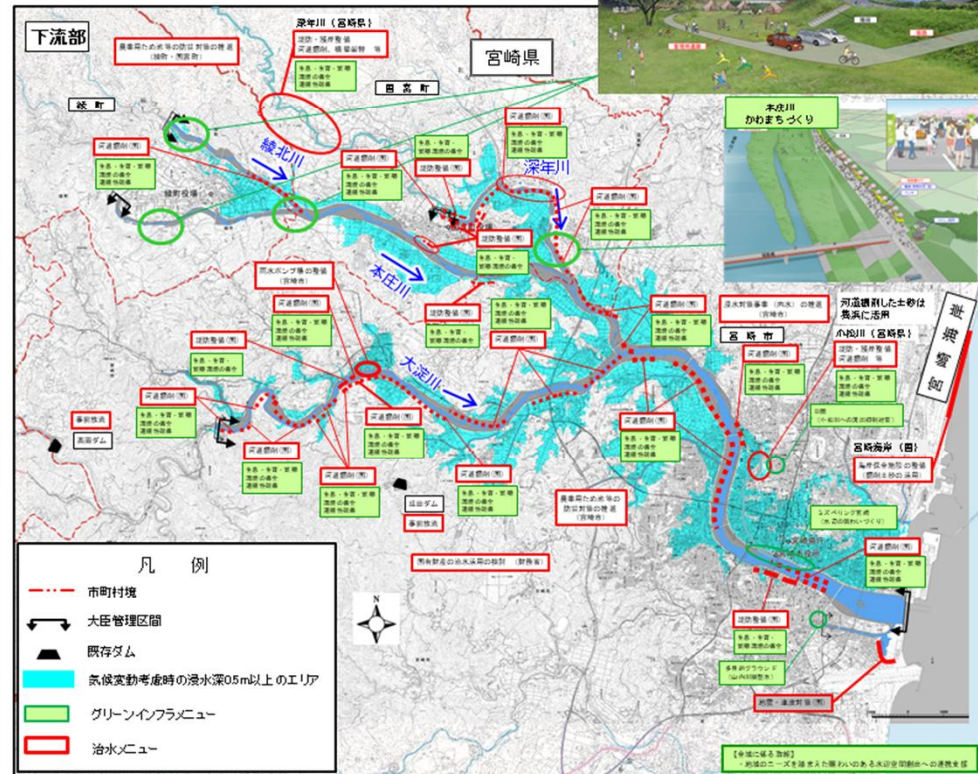
●グリーンインフラの取り組み 『多様で豊かな自然環境を保全し、流域の歴史・文化等を未来へ継承』

- 大淀川下流部の汽水域にはコアマモ群落が分布し、日本固有種であるアカメの生息環境となっており、最大支川の本庄川流域には九州中央山地国定公園内の照葉樹林帯に代表される大淀川流域の良好な自然環境が多く存在しています。また、「観光宮崎」のシンボリックな河川でもある大淀川の良好な河川景観の維持・形成を図り、流域の財産として次世代に引き継いでいく必要があります。
- 水辺での交流、癒しや賑わいのある空間を創出することで、国富町、綾町が連携したまちづくり（観光資源、集客）に寄与できるよう本庄川かわまちづくりを今後概ね6年間で整備を進め、多様な機能を活かすグリーンインフラの取り組みを推進する。



- 治水対策における多自然川づくり
 - ・生息・生育・繁殖環境の保全、河畔林の保全
 - ・縦横断の連続性確保
 - ・湿地環境の創出
- 魅力ある水辺空間・賑わい創出
 - ・本庄川かわまちづくり
 - ・都城地区かわまちづくり

- 自然環境が有する多様な機能活用の取組み
 - ・雨水貯留や調整池等を公園などに活用
 - ・河川協力団体等による大淀川の素材を活かした環境学習等の推進
 - ・河川協力団体等と協働した水辺の賑わい創出（ミズベリング宮崎）
 - ・清流ルネッサンスⅡ等による水質保全・向上への取組推進
 - ・水田の活用（田んぼダム）、ため池の活用等による多様な生態系の保全
 - ・景勝地等の保全



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

水防災意識社会の再構築

- 大淀川流域では、国、宮崎県、関係市町等が連携・協力し、減災のための目的を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的な推進により、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識」を再構築することを目的として、「大淀川水防災意識社会再構築協議会」を設立。この協議会で大淀川の大規模水害に備える「減災に係る取組方針」を平成28年（2016年）8月に策定しており、今後も推進していく。



水防災意識社会再構築協議会



防災教育（宮崎公立大学で講演）



浸水センサ設置状況（宮崎市内）



流域治水PRカードによる普及啓発（宮崎県）



流域治水模型による普及啓発（宮崎県）



貯留機能PRパネルによる普及啓発（宮崎県）

防災情報の多様化

- 洪水、津波、高潮等による被害を最小限にとどめるため、地域住民及び自治体等の受け手の判断・行動に役立つ危険箇所等の情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりに努める。

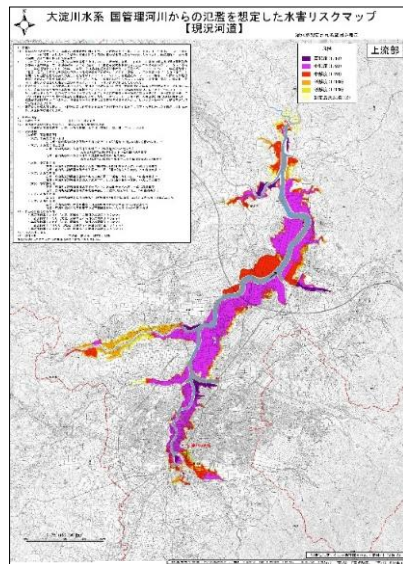


大淀川左岸5/000付近(宮崎市)

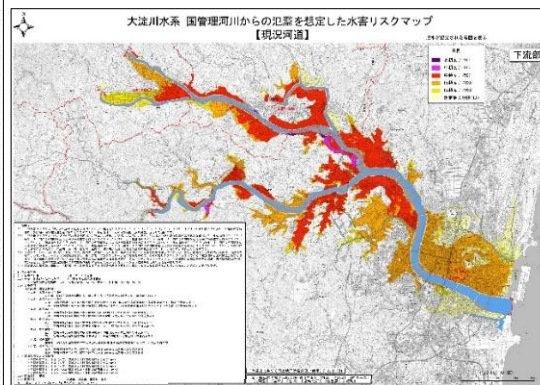
川の危険度レベルの設置例



大淀川右岸5/000付近(宮崎市)



(大淀川上流部)



(大淀川下流部)

水害リスクマップ【現況河道】



リアルタイム情報の発信(大淀川下流)

総合的な土砂管理

- 大淀川流域をはじめとして、近隣の河川においては河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動やダム堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、小丸川水系、耳川水系、一ツ瀬川水系、大淀川水系及び宮崎海岸の国・県等の関係機関や学識者からなる「宮崎県中部流砂系検討委員会」を平成19年（2007年）10月に設立し、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に取り組んでいる。
- これらの課題に対処するため、「大淀川水系総合土砂管理計画」を定め、目指す姿の達成に向け、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を関係機関と連携し継続的に実施します。
- 順応的かつ継続的な土砂管理を行うために、治水や環境など様々な視点からのモニタリングを実施するとともに、土砂動態に関する調査・研究を継続し、必要なデータを蓄積し、必要に応じて対策を実施していきます。

自然のあるべき姿を目指して ～土砂を、山から川へ、川から海へ～

- ①人為的影響に起因した土砂環境に対する課題の軽減
- ②流域住民の安全・安心や生活基盤を支える諸施設の機能の保全
- ③多様な生物が生育・生息・繁殖できる流域環境の誘導

土砂生産域

- 土砂災害に対する安全・安心を確保
- 長期的・継続的に下流へ安全に土砂を流下させる

土砂流出域 （ダム領域）

- ダムの治水・利水機能を維持
- 下流域への土砂供給（連続性）を確保
- 濁水長期化軽減
- 堆砂の抑制

土砂流出域 （河川領域）

- 河床低下、局所洗掘の抑制（河川構造物の安全性低下の改善）
- 洪水時の流下能力（河積）維持・向上
- 良好な河川環境の維持・創出
- 海岸領域への長期的・継続的な土砂供給（連続性）を確保

海岸領域

- 高潮・越波災害に対する安全性の確保
- 海岸利用の場、生物の生育・生息・繁殖場の維持、回復のための砂浜幅の確保



河道内の堆積土を掘削



掘削土を海岸養浜に活用